**調停条項（サンプル）２**

１　申立人と相手方は、本日調停離婚する。

２　相手方は、申立人に対し、本件離婚に基づく慰謝料として、３００万円の支払義務があることを認め、これを次のとおり分割して、申立人指定の預金口座（●銀行●支店、普通預金、口座番号●、申立人名義）に振り込んで支払う。振込手数料は相手方の負担とする。

　（１）令和●年●月末日限り　１００万円

　（２）令和●年●月から令和●年●月まで、毎月末日限り　月額１０万円ずつ

３　相手方が前項の分割金の支払いを２回以上怠り、その額が２０万円に達した時は、当然に期限の利益を失い、相手方は、申立人に対し、前項の３００万円から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで、年５分の割合による遅延損害金を支払う。

４　相手方は、申立人に対し、本件離婚に基づく財産分与として、別紙物件目録記載の不動産を売却して取得した代金から、住宅ローンの残金、売却手数料、登記移転手数料、不動産譲渡所得税等を差し引いた残金の２分の１の金額を支払うこととする。

５　当事者双方は、本件離婚に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。